

議 事 順 序 (案)

第 3 7 1 回 定 例 会
第 3 日 (6 月 9 日)

1 開 議 宣 告

2 議 案 一 括 上 程

第 6 2 号 議 案 不 可 決 第 7 7 号 議 案
報 第 1 号

(1) 質 疑 ・ 質 問

① 白 井 か ず や 議 員

② 大 矢 卓 志 議 員

(休 憩)

(再 開)

③ 大 塚 公 彦 議 員

④ 中 田 英 一 議 員

(休 憩)

(再 開)

⑤ 北 浜 み どり 議 員

(2) 質 疑 ・ 質 問 終 局

(3) 常 任 委 員 会 付 託 (議 案 付 託 表 配 付)

3 請 願

(1) 議 会 運 営 委 員 会 付 託 (第 4 1 号) (簡 易 採 決)

(2) 常 任 委 員 会 付 託 (請 願 一 覧 表 配 付)

4 休 会 議 決

6 月 1 0 日 及 び 1 1 日 は 委 員 会 審 査 の た め (簡 易 採 決)

5 日 程 通 告

次 の 本 会 議 は 6 月 1 2 日 (木) 午 前 1 1 時 再 開

6 散 会 宣 告

第 3 7 1 回定例兵庫県議会
議事日程（第 3 号）

令和 7 年 6 月 9 日
午前 1 0 時開議

第 1 第 6 2 号議案ないし第 7 7 号議案

報第 1 号

質 疑 ・ 質 問

委 員 会 付 託

第 2 請 願

議 案 付 託 表

第 3 7 1 回 定 例 会

令 和 7 年 6 月 9 日

総務常任委員会付託議案

- 第 6 2 号議案 令和 7 年度兵庫県一般会計補正予算（第 1 号）中
条文部分
第 1 表 歳入
歳出関係部分
- 第 6 3 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 4 号議案 兵庫県防災会議条例の一部を改正する条例
- 第 7 5 号議案 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 6 号議案 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 7 号議案 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

健康福祉常任委員会付託議案

- 第 6 5 号議案 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 6 号議案 不妊症等に関する支援推進条例
- 報 第 1 号 専決処分の承認

産業労働常任委員会付託議案

- 第 6 2 号議案 令和 7 年度兵庫県一般会計補正予算（第 1 号）中
第 1 表 歳出関係部分

農政環境常任委員会付託議案

- 第 6 2 号議案 令和 7 年度兵庫県一般会計補正予算（第 1 号）中
第 1 表 歳出関係部分

建設常任委員会付託議案

- 第 70 号議案 二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事（その6）請負契約の変更
- 第 71 号議案 一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第 1・第 2 トンネル（仮称）建設工事請負契約の変更
- 第 72 号議案 県営尼崎西昆陽住宅第 2 期建築工事請負契約の締結
- 第 73 号議案 県営宝塚山本住宅第 5 期建築工事請負契約の締結
- 第 74 号議案 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備工事請負契約の締結

文教常任委員会付託議案

- 第 62 号議案 令和 7 年度兵庫県一般会計補正予算（第 1 号）中
第 1 表 歳出関係部分
- 第 67 号議案 兵庫県公立大学法人定款の一部変更
- 第 68 号議案 兵庫県公立大学法人に対する出資
- 第 69 号議案 県立学校電子黒板一式の取得

請 願 一 覧 表

第371回定例会
令和7年6月9日

番 号	件 名	紹 介 議 員	請 願 者	付託委員会
第41号	公益通報者保護法違反疑惑について議会から監査委員への事務監査請求を求める件	丸 尾 ま き	市民オンブズ尼崎 世話人 田中 淳司 外1団体	議 会 運 営 委 員 会
第42号	兵庫県政記者クラブの運営による定例記者会見に関する件	白 井 たかひろ	(個 人)	総 務 常任委員会
第43号	地方消費者行政維持、強化のための対策を求める意見書提出の件	吉 岡 たけし 飯 島 義 雄 里 見 孝 枝 迎 山 志 保	兵庫県弁護士会 会長 中山 稔規	総 務 常任委員会
第44号	核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書提出の件	久保田 けんじ	新日本婦人の会兵庫県 本部 会長 櫻井 文子	総 務 常任委員会

委員会開催一覧表

委員会	開催日時	開催場所
総務常任委員会	令和7年6月10日 午前10時30分	第1委員会室
健康福祉常任委員会	令和7年6月10日 午前10時30分	第2委員会室
産業労働常任委員会	令和7年6月10日 午前10時30分	第4委員会室
農政環境常任委員会	令和7年6月10日 午前10時30分	第5委員会室
建設常任委員会	令和7年6月10日 午前10時30分	第6委員会室
文教常任委員会	令和7年6月10日 午前10時30分	第7委員会室
議会運営委員会	令和7年6月10日 午後 1時30分	議会運営委員会室

○ 本一覧表の配付をもって委員会招集通知に代えます。

議員定数等調査特別委員会設置要綱（案）

1 設置の目的

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、調査検討する。

2 委員会の性格

地方自治法第109条の規定に基づく特別委員会とする。

3 委員会の名称

議員定数等調査特別委員会

4 委員の定数

12人

5 付議事件

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する調査

6 委員会の設置期間

令和7年6月12日から調査終了まで

7 調査経費

兵庫県一般会計歳出予算中

（款）議会費

（項）議会費

（目）議会費

（事項）委員会運営費

のうち議長が定める額

8 その他

議会閉会中も継続して調査できるものとする。

兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例の制定について

1 制定理由

兵庫県議会議員の責務、政治倫理に関する基準その他必要な事項を定めることにより、政治倫理の確立を図るとともに、県民の負託にこたえ、もって公正で民主的な県政の発展に寄与するため、条例を制定する。

2 条例案の概要

- 第1条 目的
- 第2条 責務
- 第3条 政治倫理基準
- 第4条 審査の請求
- 第5条 審査会の設置
- 第6条 審査会の運営
- 第7条 必要な措置の要求
- 第8条 議長への報告及び名誉回復措置
- 第9条 審査結果の通知・公表等
- 第10条 措置
- 第11条 委任

3 施行期日

公布の日

議員提出第 号議案

兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例

兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例を次のとおり定める。

令和7年6月 日提出

議会運営委員会

委員長 内 藤 兵 衛

兵庫県条例第 号

兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、兵庫県議会議員（以下「議員」という。）の責務、政治倫理に関する基準その他必要な事項を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を図るとともに、県民の負託にこたえ、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第2条 議員は、県民の負託を受けた代表として、法令を遵守することはもとより、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等とともに、次に掲げる基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守して行動しなければならない。

- (1) 議員の品位及び名誉を損なう行為により、県民の兵庫県議会（以下「議会」という。）に対する信頼を損ねてはならないこと。
- (2) 人権を侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）、人権侵害行為の扇動、第三者による人権侵害行為に賛同する旨の意見の表明又は人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。
- (3) 議員の権限を濫用し、又はその地位を不当に利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。
- (4) 自己又は特定の者の利益を目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。
- (5) 公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
- (6) 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。
- (7) 議員の資金管理団体（政治資金規正法第19条第2項に規定する資金管理団体をいう。）及び後援団体（公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。）に、前号の寄附を受けさせないこと。
- (8) 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより、公正な

職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反するとの批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を説明し、その責任を明らかにしなければならない。

(審査の請求)

第4条 議員は、他の議員において政治倫理基準に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上で2以上の会派の議員の署名又は記名により、理由を付記した文書をもって、議長に審査を請求することができる。

(審査会の設置)

第5条 議長は、前条の請求（以下「政治倫理審査請求」という。）があつたときは、これを審査するため、議会に兵庫県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員14人以内をもって組織する。

3 委員は、議員のうちから議長が指名する。

4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。

5 審査会に会長及び副会長を置く。

6 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

7 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

9 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

10 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。

(審査会の運営)

第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

(1) 審査会は、会長が招集し、主宰する。ただし、審査会の設置後最初に開かれる審査会は、議長が招集する。

(2) 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(3) 議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(4) 審査会は、原則として非公開とする。

(5) 審査会は、審査のため必要があるときは、議員その他関係者、優れた識見を有する者等に対し、審査会への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

(6) 審査の対象となる議員（以下「被審査議員」という。）は、審査会から出席の要請があつたときは、出席し、誠実に答える義務を負う。

- (7) 被審査議員は、審査会に対して口頭又は文書により弁明することができる。
- (8) 会長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

2 前項に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、その都度会長が審査会に諮って定める。

(必要な措置の要求)

第7条 審査会は、被審査議員につき、政治倫理基準に反すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の賛成により、次の各号のいずれかの措置を講ずるよう、審査の結果に明記することができる。

- (1) 口頭注意
- (2) 文書警告
- (3) 議場における陳謝の勧告
- (4) 役職辞任の勧告
- (5) 出席自粛の勧告
- (6) 議員辞職の勧告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める措置

(議長への報告及び名誉回復措置)

第8条 会長は、当該審査の結果を文書により議長に報告するものとする。

2 審査会は、前条に定める措置に至らなかった場合で、被審査議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理基準に反する事実が存在しない旨を議長に報告するものとする。

(審査結果の通知・公表等)

第9条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該政治倫理審査請求をした議員及び被審査議員に対して審査の結果を通知するものとする。

2 被審査議員は、前項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対して意見書を提出することができる。

3 議長は、審査の結果及び前項の規定により提出された意見書を公表しなければならない。

(措置)

第10条 議長は、第8条の規定による報告を受けたときは、審査会が必要と認めた措置を講ずることができる。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

兵庫県議会議員の責務、政治倫理に関する基準その他必要な事項を定めることにより、政治倫理の確立を図るとともに、県民の負託にこたえ、もって公正で民主的な県政の発展に寄与するため、この条例を定めることとした。

兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

兵庫県議会の最高規範である「兵庫県議会基本条例」に政治倫理に関する条例を位置づけるため、改正条例案を提案する。

2 改正の概要

兵庫県議会基本条例第13条に第2項「議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。」を追加する改正を行う。

兵庫県議会基本条例（抜粋）

（政治倫理）

第13条 議員は、県民の負託を受けた代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

3 施行期日

公布の日

新旧対照表

(兵庫県議会基本条例)

現 行	改 正 案
<p>(政治倫理)</p> <p>第13条 議員は、県民の負託を受けた代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。</p>	<p>(政治倫理)</p> <p>第13条 議員は、県民の負託を受けた代表として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。</p> <p><u>2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。</u></p>

議員提出第 号議案

兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例

兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年6月 日提出

議会運営委員会

委員長 内 藤 兵 衛

兵庫県条例第 号

兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例

兵庫県議会基本条例（平成 24 年兵庫県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条に次の 1 項を加える。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

兵庫県議会の最高規範である「兵庫県議会基本条例」に政治倫理に関する条例を位置づけるため、改正条例案を提案する。

閉会中の継続調査事件一覧

(議会運営委員会)

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について